

令和3年（行ウ）第200号 兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告 ■■■■■

被告 東京都

訴えの変更申立書

令和3年8月31日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 竹 内 明 美

同 船 戸 暖

頭書事件について、原告は以下のとおり請求の趣旨を変更する。

第1 変更後の請求の趣旨

- 1 原告が令和2年11月25日付でした地方公務員法38条に基づく兼業許可申請について、東京都教育委員会が同年12月10日付でした不許可処分を取り消す
- 2 東京都教育委員会は、原告に対して、原告が令和2年11月25日付でした地方公務員法38条に基づく兼業許可申請についてこれを許可せよ
- 3 被告は、原告に対し、金121万円及びこれに対する令和2年12月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに第3項につき仮執行宣言を求める。

第2 変更後の請求の原因

1 はじめに（請求の趣旨変更の理由）

原告が本件における兼業許可申請をした際に用いた書式（甲1）は、原告が所属校に兼業許可申請について相談した際に交付されたものである。原告としては、本件において許可を求めている兼業の内容は教育に関係するものであるから、兼業許可の申請は教育公務員特例法17条に基づく申請となると考えていた。

しかし、被告が主張するように、原告が兼業許可申請に用いた書式は地方公務員法38条に基づく申請のためのものであり、原告は形式的には地方公務員法38条に基づく兼業許可申請をしていた。

これら事情を踏まえ、請求の趣旨を、令和2年11月25日に原告が地方公務員38条に基づく兼業許可申請をした（以下「本件申請」という。）ことを前提とするものに変更する。

2 事実経過

訴状の第2の「2 事実経過」（訴状2頁以下）に記載のとおりであるからこれを引用する。

ただし、「教育公務員特例法17条に基づく兼業許可申請」とある記載を「地方公務員38条に基づく兼業許可申請」に訂正する。

3 本件処分の違法性（処分取消訴訟及び義務付け訴訟に関して）

本件申請における兼業の内容が、原告の本務と関係があること、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（以下「事

務取扱規程」という。)が兼業を許可しない場合として第5条各号において掲げる事由のいずれにも該当しないこと、及び許可することがむしろ望ましいものであることについては、訴状の第2の3(2)「イ 本件申請は許可されるべきであること」(訴状5頁以下)に記載のとおりである。

ただし、本務との関係については、地方公務員法38条、営利企業等の従事制限に関する規則3条及び事務取扱規程5条において要件又は考慮要素として規定されていないのであるから、少なくとも本務との関係が小さいことを本件申請を不許可とする方向の事情として考慮すべきではないというべきである。

兼業を許可しない場合に当たらず、むしろ許可をすることが望ましいというべき本件申請について、都教委がした不許可処分は許否の判断を誤ったものとして違法であり、本件申請を許可すべきであることが明らかであるというべきである。

4 国家賠償請求訴訟について

本件申請の根拠が地方公務員38条であることのほかは、訴状の第2の「4 国家賠償請求訴訟について」(訴状10頁以下)に記載のとおり主張に変更はない。

5 よって、原告は変更後の請求の趣旨記載の判決を求める。

第3 答弁書に対する認否

1 「第4 事実の経緯」

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

認める。

(3) 「3」について

令和2年9月2日に [REDACTED] から所属校に対して原告の兼業許可申請に関する連絡をした事実及び内容については不知、同日頃に原告が校長から兼業許可については許可をすることができない旨を伝えられたことは認めるが、その余は否認する。校長は、許可できない理由について、自身の推測という形で曖昧に説明していた。

(4) 「4」について

申請書返却の事実は認め、返却日は不知であるが積極的に争うものではない。

(5) 「5」について

認める。

(6) 「6」について

不知であるが積極的に争うものではない。

(7) 「7」について

第1段落は不知。

第2段落は、令和2年12月10日に原告が校長から本件申請が不許可になった旨を伝えられたことは認め、その余は否認する。校長は、不許可の理由について、自身の推測という形で被告主張の内容を含む説明をしていた。

(8) 「8」について

不知。少なくとも申請書は原告の手元には戻ってきていない。

(9) 「9」について

認める。

(10) 「10」について

認める。

2 「第5 被告の主張」

(1) 「1」について

原告が訴状において主張していた内容がそのようなものであることは認める。

(2) 「2」について

第1段落は、原告が本件申請において地方公務員法38条に基づく兼業許可申請のための書式を使用したことは認め、原告に教育公務員特例法17条1項に基づく兼職等の承認申請の意思表示があったと考える余地がないという点については争うが、形式的には地方公務員法38条に基づく兼業許可申請をしていることを踏まえて原告の請求を変更することについては既に述べたとおりである。

第2段落は不知。

(3) 「3」について

主張は争う。

以上